

本控訴は、2018年8月30日付にて控訴人小楠昭彦より、上記原判決を不服として、東京高等裁判所に対し、提起されたものであります。

4. 控訴の概要

2018年8月16日付にて言い渡された原判決のうち、甲事件にかかる判決を不服とし、次の趣旨のとおり控訴を提起されたものであります。

- (1) 原判決中甲事件に係る控訴人（小楠昭彦）敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人（ACリアルエステイト）の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人（ACリアルエステイト）の負担とする。

5. 判決の概要

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

6. 今後の見通し

本判決では、公正な判断が示されたものと考えております。また、本判決が当社グループの業績に与える影響等につきましては、現時点ではありませんが、本件に関して今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

当社グループは、今後も継続的にコンプライアンスの向上に取り組んでまいります。

以 上